

## 育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等について

### 1. 概要

出産・育児と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数制限の緩和等を実施する

### 2. 改正内容

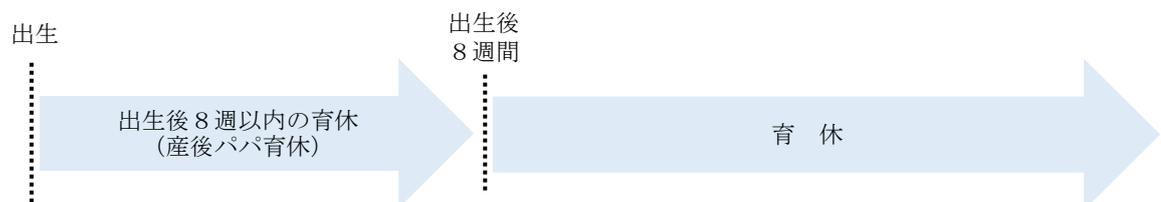
#### (1) 育児休業

##### ①取得回数制限等の緩和

改正内容		対象
現行	改正後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>原則1回まで取得可能</li> <li>上記に加え、子の出生後8週間以内の育児休業については1回まで取得可能</li> <li>請求期限は、取得開始日の属する月の前月の給与支給日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則2回まで取得可能</li> <li>上記に加え、子の出生後8週間以内に育児休業については2回まで取得可能</li> <li>子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限は、取得開始日の属する月の前月の給与支給日、または取得開始日の2週間前</li> </ul>	全職員 (育児休業代替任期付職員等を除く)
<ul style="list-style-type: none"> <li>子が1歳以降に取得することができる育児休業の取得開始時期は子が1歳又は1歳6カ月に達する日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子が1歳以降に取得することができる育児休業の取得開始時期を柔軟化する</li> </ul>	非常勤職員

(取得回数制限緩和のイメージ)

○現行 (原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回)



○改正後 (原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回)



##### ②期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定

期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定において、Ⅰ「期間の全部が子の出生後8週間以内である育児休業の期間」と、Ⅱ「それ以外の育児休業の期間」は合算しないこととし、Ⅰ・Ⅱがそれぞれ1か月以下であるものは除算の対象外とする。

(2) 育児参加休暇

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・子が産後8週間に達する日まで取得可能</li><li>・取得単位は1日又は半日 (1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は1日)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・子が<u>1歳</u>に達する日まで取得可能</li><li>・取得単位は1日、半日、<u>1時間又は45分</u> (1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は1日、1時間又は45分)</li></ul>

(3) 出産補助休暇

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・取得単位は1日又は半日 (1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は1日)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・取得単位は1日、半日、<u>1時間又は45分</u> (1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は1日、1時間又は45分)</li></ul>

3. 改正時期

令和4年10月1日

(2(1)②は、令和4年12月期の期末手当・勤勉手当より適用)